

鹿 児 島 県 公 報

平成30年1月19日（金）第3383号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------|---------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○地籍調査の成果の認証 | （農地保全課取扱い） | 3 |
| ○都市計画区域の変更 | （都市計画課取扱い） | 3 |
| ○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 | （都市計画課取扱い） | 3 |
| ○平成29年度自衛官の募集 | （危機管理防災課取扱い） | 3 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件） | （鹿児島地域振興局取扱い） | 4 |
| | （大隅地域振興局取扱い） | 4 |
| | （大島支庁取扱い） | 4 |

公 告

- | | | |
|-------------------|------------|---|
| ○大規模小売店舗の新設に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 6 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|------------|---|
| ○運転免許取得者教育の認定 | （免許試験課取扱い） | 6 |
|---------------|------------|---|

告 示

鹿児島県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市溝辺町竹子字御田平769番2，785番1，字石井口1091番，1092番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
奄美市住用町大字役勝（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部
森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島郡十島村口之島字西浜4番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島
村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第50号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補
償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出
があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年1月19日から同年2月2日まで鹿屋市漁業協
同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿屋市古江町655番地1 森重則

- 鹿屋市古江町798番地2 森慎吾
鹿屋市古江町794番地1 中村熊男
- 2 加入区
鹿屋加入区
 - 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿屋市漁業協同組合

鹿児島県告示第51号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成27年9月25日から 平成29年3月9日まで	地籍図及び地籍簿	十島村口之島の一部	平成30年 1月10日
南大隅町	平成27年7月2日から 平成29年3月8日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町根占横別府及び根占川南の各一部	平成30年 1月10日
瀬戸内町	平成27年5月11日から 平成29年2月13日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町勝能及び古志の各一部	平成30年 1月10日
天城町	平成27年6月1日から 平成29年3月15日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大津川及び瀬滝の各一部	平成30年 1月10日

鹿児島県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により，都市計画区域を次のように変更する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画区域の名称
喜界都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
大島郡喜界町大字赤連字山水及び字下城の各一部（地先公有水面を含む。）並びに字中地の地先公有水面，大字中里字西原及び字西牧の各地先公有水面，大字湾字宮戸，字水洗及び字中間の各地先公有水面，大字池治字池治前及び字池治後の各地先公有水面並びに大字中間字住吉ノ下の地先公有水面

鹿児島県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
喜界都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
喜界都市計画区域

鹿児島県告示第54号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成29年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成30年1月22日から同年2月9日まで
- 3 試験期日
平成30年2月23日から同月24日まで
- 4 応募年齢
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

- 6 応募手続
応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお，志願票は，各市町村において交付する。

鹿児島地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年1月19日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 あいる	鹿児島市吉野一丁目43番21号	合同会社アスエル	鹿児島市吉野一丁目43番21号	谷口 智徳	平成29年 12月1日	放課後等 デイサービス

大隅地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年1月19日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達相談支援センターココペリ	肝属郡肝付町富山1455番地1	株式会社ココペリ	肝属郡肝付町富山1455番地1	松井 和行	平成29年 10月1日	保育所等 訪問支援

大島支庁告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年1月19日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
運動療育で生きる力を育むシエル名瀬教室	奄美市名瀬末広町14番地1安田NMビル101	株式会社IDS E	東京都日野市西平山二丁目11番地の20	田中 健	平成29年11月6日	放課後等デイサービス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年1月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年1月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年1月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリパワー鹿屋店
鹿屋市笠之原町2035番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟市南区清水4501番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟市南区清水4501番地1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年9月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,368平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物北側 68台
第2駐車場 建物敷地北側 133台
第3駐車場 建物敷地北側 41台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 8台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 130平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 32立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時

- イ 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第 1 駐車場 2 箇所 建物敷地北側
第 2 駐車場 3 箇所 建物敷地北側駐車場南側, 西側及び東側
第 3 駐車場 2 箇所 建物敷地北側駐車場西側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 30 年 1 月 5 日

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。
 平成 30 年 1 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)
薩摩郡さつま町宮之城屋地字柗崎 713 番の一部, 714 番 1 の一部及び 737 番 1 の一部並びに船木字荳ノ原 852 番 1, 856 番の一部及び 857 番の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 薩摩郡さつま町船木字荳ノ原 852 番 1 の一部, 856 番の一部及び 857 番の一部
公園 薩摩郡さつま町船木字荳ノ原 852 番 1 の一部及び 857 番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町土地開発公社
理事長 日高政勝

公安委員会告示

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 3 号
 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定に基づき, 平成 29 年 12 月 14 日付けで運転免許取得者教育を行う者として次の者を認定したので告示する。
 平成 30 年 1 月 19 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 豊 島 忍

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名	課程の区分
施設の種類 施設の所在地	課程の名称
株式会社隼人自動車学校 霧島市隼人町真孝 123 番地 岩井 陽典	1 第 3 号課程 (更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者等に, 加齢に伴って生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習と同等の効果を生じさせるために行うもの) 2 第 6 号課程 (免許証の更新を受けようとする者等に対する講習と同等の効果を生じさせるために行うもの)

鹿児島県自動車学校
始良市加治木町木田1396番地5

- 1 高齢者講習同等教育
- 2 更新時講習同等教育